

川西町国土強靱化地域計画

令和3年3月策定
(令和6年3月一部改訂)

川 西 町

【目 次】

I はじめに

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 1
- 3 計画の期間 1

II 川西町における国土強靱化の基本的な考え方

- 1 川西町における国土強靱化の理念 2
- 2 基本目標 2
- 3 強靱化を推進する上での基本的な方針 2
- 4 想定される大規模自然災害（本計画の対象） 3

III 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方 5
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定 5
- 3 評価の実施手順 7
- 4 評価の結果 7

IV 強靱化に向けた施策推進方針

- 1 施策推進方針の整理 8
- 2 施策分野ごとの施策推進方針 8
 - (1)行政機能（消防含む） 9
 - (2)危機管理 12
 - (3)建築住宅 16
 - (4)交通基盤 18
 - (5)国土保全 20
 - (6)保健医療・福祉 21
 - (7)ライフライン・情報通信 22
 - (8)産業経済 24
 - (9)農林水産 25
 - (10)環境 26
 - (11)リスクコミュニケーション 27

V 計画の推進

- 1 計画の推進管理 29
- 2 計画の見直し 29

【別表 1】 脆弱性評価結果 30

【別表 2】 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針 44

「川西町国土強靱化地域計画事業一覧」 59

I はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

政府においては、基本法に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、今後の大規模自然災害等に備え、強靱な国土づくりに向けた施策を推進している。

本町においても、今後想定される大規模自然災害から町民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な国土づくり」を推進するため、「川西町国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画となるとともに、国土強靱化に係る各種計画等の指針となる。

3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、策定から概ね5年間とする。

Ⅱ 川西町における国土強靱化の基本的な考え方

1 川西町における国土強靱化の理念

川西町における国土強靱化は、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立って推進することとする。

2 基本目標

国土強靱化の理念を踏まえ、本計画の基本目標を以下のとおり設定する。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の強靱化に向け、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 国土強靱化の取組み姿勢

- 本町の強靱性を損なう原因について、あらゆる側面から検討し、取組みにあたること。
- 長期的な視点を持って計画的な取組みにあたること。
- 本町の社会経済システムの有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組合せ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進すること。
- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、

市町村、町民、民間事業者、NPOなど関係者相互の連携により取組みを進めること。

- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- 町民の需要の変化等を踏まえるとともに、効果的な施策の実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- PFI^{*}の導入など、民間資金・活力を導入した取組みを推進すること。
※PFI (Private Finance Initiative) : 公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営及び技術的能力を活用する手法。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 高い高齢化率、全国有数の豪雪地域など、本町の特性に応じた取組みを進めること。

(5) 国土全体の強靱化への貢献

- 国土全体での代替性・補完性(リダンダンシー)の確保や、東京一極集中の是正等を促進することにより、国土全体の強靱化につなげていく視点を持つこと。
- 国土強靱化を実効あるものとするため、政府の取組みとの連携を図ること。

4 想定される大規模自然災害(本計画の対象)

本計画は、過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、広域な範囲に甚大な被害をもたらす町外における大規模自然災害についても、国土全体の強靱化の観点から、対象とする。本計画で想定する主な自然災害については、以下のとおりである。

【想定される大規模自然災害】

町内/ 町外	自然災害の種類		想定する規模等
町内	大規模地震	内陸型	M7～8 程度、最大震度 7 程度で建物被害、火災、死傷者が多数発生
	台風・梅雨前線等 豪雨 竜巻・突風	大規模水害	記録的な大雨等による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等
		大規模土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等
		暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等
	火山噴火		常時観測火山（蔵王山、吾妻山）の大規模噴火を想定。例えば噴石、火山灰の飛散や火砕流の発生などに伴う人的、物的被害等
	暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事故・障害、家屋の倒壊、人的被害等
	複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生する等
町外	大規模地震・津波・水害等		他市町村で発生する大規模地震・津波・水害による人的・物的被害等

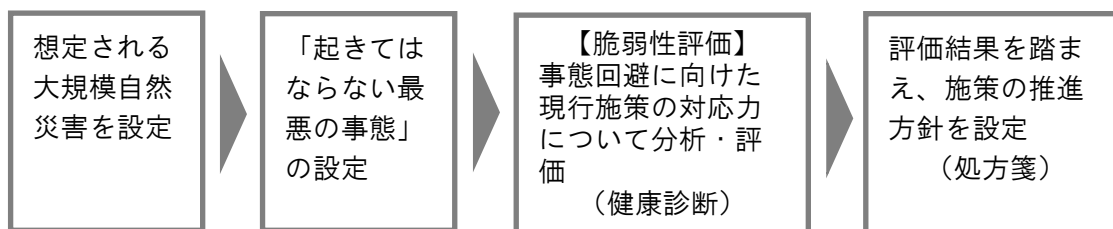
Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（「脆弱性評価」）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町としても、国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

○ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、想定される大規模自然災害を踏まえるとともに、大都市に特有の事象の除外や本町の地域特性に応じた事象の追加、類似した事象の統合を行うなどして項目を整理し、8つの「事前に備えるべき目標」と31の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標 (8)	起きてはならない最悪の事態 (31)	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震等による建物・交通施設等（1-2の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	異常気象等による広域的な市街地等の浸水
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-5	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	基幹的交通ネットワーク（陸上）の機能停止
	5-4	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道や農業用水の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出
	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 評価の実施手順

設定した31の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、県、民間事業者など町以外が取組み主体となるものを含む）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価の結果

評価結果は、別表1のとおりである。

IV 強靱化に向けた施策推進方針

1 施策推進方針の整理

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策とその目標指標を検討・整理するとともに、それを各課等の所管する業務等を勘案して設定した11の施策分野に分類して、施策推進方針を取りまとめた。

（「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針については、別表2のとおり。）

○ 施策分野

- (1)行政機能（消防含む）、(2)危機管理、(3)建築住宅、(4)交通基盤、
- (5)県土保全、(6)保健医療・福祉、(7)ライフライン・情報通信、
- (8)産業経済、(9)農林水産、(10)環境、(11)リスクコミュニケーション

2 施策分野ごとの施策推進方針

上記の11の施策分野ごとの施策推進方針を以下に示す。

これらは、4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

なお、施策分野ごとの施策推進方針に基づき、必要な具体的事業や取組みについては、「川西町国土強靱化地域計画事業一覧」に整理する。

（注）「事業一覧」には、町が実施する事業・取組みに加え、町による国・県への要望事業・取組みも記載している。

※ 各施策タイトル右側の記載事項及び目標指標囲み内の記載事項について

() 内には、当該施策に関連する「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載

[] 内には、当該施策の取組み主体（国、県、町、民間の4区分）を記載

《 》内には、当該施策が他の施策分野にも掲載されている場合に掲載先の施策分野を記載

(1) 行政機能（消防含む）

<行政機能>

(庁舎等の耐震化・維持管理等の推進) (1-2, 3-1) [町] 《建築住宅》

- 耐震化されていない役場庁舎は、現在新庁舎の建設を進めている（供用開始予定：令和3年5月）。
- その他の不特定多数が集まる町有施設のうち、耐震化されていない施設については、町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の除却または耐震化改修を図る。
- 「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了している施設については、長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

(災害時に防災拠点となる施設の耐震化の推進) (1-1, 3-1) [町] 《建築住宅》

- 災害時に防災拠点となる役場庁舎については、新庁舎の建設を進めている。置賜広域行政事務組合の消防署については、耐震化改修が完了している。

(被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進) (1-2) [町]

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。

(避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進) (1-1) [町] 《危機管理》

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行うとともに、避難所の機能強化に向け、耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。
- 新型コロナウイルス感染防止のため避難所の数を増やすとともに、避難定員数を定めるなど三密防止に努める。
- 福祉避難所の指定は完了していることから、今後は運用について検討を進める。

(町の業務継続に必要な体制の整備) (3-1) [町] 《危機管理》

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に川西町地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど災害発生時に必要とされる通常業務を維持するため、「川西町業務継続計画（地震災害編）」の検証や地震災害編以外の策定を進め、業務継続に必要な体制整備を進める。

(IT部門における業務継続体制の整備) (3-1) [町、民間] 《ライフ・情報》

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP（情報システムの業務継続計画）を策定し、業務の継続性を確

保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。

- 災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの充実やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを進める。
- 災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める。

(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保) (2-4, 3-1) [県、町、民間] 《危機管理》

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給の確保を図る。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (1-6) [国、県、町] 《危機管理》

- 県との情報伝達や被害報告の等の際は、県防災行政通信ネットワークを有効に活用する。

(災害情報伝達手段の確保) (4-2) [県、町、民間] 《危機管理》

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート※、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

※ Lアラート…

災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の	}
共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの。	

(災害時における住民への情報伝達の強化) (1-6, 4-2) [町] 《危機管理》

- 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて、適切に運用する。
- 災害情報を伝達する場合、一つの手段で行うより複数の手段を活用することで、より確実に住民への情報伝達が可能となることから、情報伝達手段の多重化を促進する。

<広域連携>

(大規模災害時における広域連携の推進) (2-1, 3-1) [県、町、民間] 《危機管理》

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、他の自治体と相互応援協定等を締結しているが、実効性のあるものとするため、応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時受援計画」の策定を進める。

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備) (2-1) [県、町、民間] 《危機管理》

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。

<消防>

(消防関係施設の耐震化・老朽化対策等の推進) (2-3) [町]

- 災害時に防災拠点となる消防関係施設のより一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設、設備を計画的に更新する。

(大規模災害時の消防力の確保) (2-3) [町]

- 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、消防団の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図る。

《目標指標》

- ・ 役場の耐震化率 33.3% (H26) → 100% (R3) (1-1) 《危機管理》
- ・ 多数の者が利用する建築物の耐震化率 77.3% (H26) → 95.0% (R3) (3-1) 《建築住宅》
- ・ 重要システムのICT-BCPの策定 (3-1) 《ライフ・情報》
- ・ 「災害時受援計画」の策定 (R5) (2-1, 3-1) 《危機管理》

(2) 危機管理

<洪水対策>

(洪水ハザードマップの作成及び更新) (1-3) [町]

- 洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するための洪水ハザードマップの作成及び更新を進める。

(避難勧告等の具体的な発令基準の策定) (1-3) [町]

- 洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難に資するため、引き続き対象河川すべてに係る避難勧告等の具体的な発令基準を策定し、明確化するとともに周知に努める。

(タイムラインの作成、運用) (1-3) [町、民間]

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）を作成するとともに、その運用により被害の最小化を図る。

<火山噴火対策>

(火山噴火に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [国、県、町]

- 蔵王山については、噴火警戒レベルの早期導入及び関係市における避難計画の策定を促進する。また、吾妻山についても、火山噴火緊急減災対策砂防計画に沿った噴火警戒レベルの見直しを進める。
- 平常時から火山防災関係者による顔の見える関係を構築するとともに、防災訓練を通じて連携の強化を図る。

<土砂災害対策>

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [県、町] 《国土保全》

- 土砂災害防止法に基づく土砂災害ハザードマップの更新を行うとともに、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を図る。

(土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定) (1-4) [町]

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するため、町における発令基準を策定し、明確化するとともに周知に努める。

<情報伝達機能>

(災害情報伝達手段の確保) (4-2) [町、民間] 《行政機能》

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート^{*}、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

※ Lアラート…〔災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの〕

(災害時における住民への情報伝達の強化) (1-6, 4-2) [町] 《行政機能》

- 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムの拡充整備と確実な運用を図る。
- 災害情報を伝達する場合、複数の手段を活用することで、より確実に住民への情報伝達が可能となることから、情報伝達手段の多重化を図る。

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備) (7-1) [国、県、町] 《国土保全》

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する。

<応急・復旧対策>

(業務継続に必要な体制の整備) (3-1) [町] 《行政機能》

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に川西町地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「川西町業務継続計画（地震災害編）」の検証や地震災害編以外の他の災害に対応する業務継続計画についても策定を進め、業務継続に必要な体制整備を進める。

(孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保) (2-2) [県、町]

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備え非常用通信設備の整備を促進するとともに、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所の確保を進める。また、孤立危険性のある集落の状況を把握するため、内閣府が5年に1度調査（「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」）を行っているが、その調査結果のデータを活用し、孤立化しないための通信及び交通手段の確保に努める。

(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保) (2-4, 3-1) [県、町、民間] 《行政機能》

- 石油関係団体等と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給の確保を図る。

(大規模災害時における広域連携の推進) (2-1, 3-1) [県、町、民間] 《行政機能》

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、他の自治体と相互応援協定等を締結しているが、実効性のあるものとするため、応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時受援計画」の策定を進める。

(自衛隊との連携強化) (2-3) [国、県、町]

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備) (2-1) [県、町、民間] 《行政機能》

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。
- 大規模災害が発生した場合に、県内外からの支援物資を町内の被災地域へ円滑に供給するため、物資集積拠点を町内に設置する。

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備) (2-1) [県、町、民間] 《リスクコミ》

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを進める。

(豪雪災害時の災害救助法の適用) (1-5) [町]

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。

(被災者生活再建支援制度の拡充) (8-3) [国、県、町]

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める。

<地域防災力>

(地域コミュニティの維持) (8-3) [町、民間]

- 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティが基盤であるため、各地区センターや自治会など住民が主体となって地域課題解決に向け行っている取組みへの支援や地域の拠点づくりへの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組みを通して、平時から住民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。

(自主防災組織の育成強化等) (1-6, 2-3, 4-2, 8-3) [町、民間]

- 災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果たすために

は、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う各地区自主防災組織による訓練等の取組みを支援する。

- 男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。

(避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進) (1-1) [町] 《行政機能》

- 災害対策基本法に基づき災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、避難所の機能強化に向け耐震化や良好な避難環境を確保するため施設の改修や設備整備を進める。
- 新型コロナウイルス感染防止のため避難所の数を増やすとともに、避難定員数を定めるなど三密防止に努める。

(食料等の備蓄) (2-1) [町、民間] 《リスクコミ》

- 家庭における備蓄については、町民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。
- 町における備蓄については、一定量の現物備蓄を確保するとともに、引き続き計画的に更新を行う。

《目標指標》

- ・ 想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップの作成 (R元) (1-3)
- ・ 自主防災組織率 100.0% (H23) (1-6, 2-3, 4-2, 8-3)
- ・ 「災害時受援計画」の策定 (R5) (2-1, 3-1) 《行政機能》
- ・ 「川西町業務継続計画(地震災害編)以外の策定 (R5) (3-1) 《行政機能》

(3) 建築住宅

<施設・建築物等の耐震化・老朽化対策>

(庁舎等の耐震化・維持管理等の推進) (1-2,3-1) [町] 《行政機能》

- 耐震化されていない役場庁舎については、令和2年度末までに新庁舎を整備し、令和3年度より供用を開始する。また中央公民館については令和6年度までに廃止するものとする。その他の不特定多数が集まる町有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、「川西町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

(災害時に防災拠点となる施設の耐震化の推進) (1-1,3-1) [町] 《行政機能》

- 災害時に防災拠点となる施設の耐震化を図る。特に、役場庁舎については、令和3年度に新庁舎に移転し、防災拠点としての機能強化を図る。

(住宅・建築物等の耐震化の促進) (1-1) [国、県、町、民間]

- 町内の住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進) (1-2) [国、県、町、民間]

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取組みを進める。
- 公共建築物に比較し民間建築物の耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動を充実させ、民間建築物に係る耐震化を一層促進する。
- 学校施設、社会教育施設については廃止予定の施設以外は耐震化が完了しているが、長寿命化を図るため、計画的な維持管理・更新を行う。
- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性の確保を図る。

(町営住宅の老朽化対策の推進) (1-1) [町]

- 町営住宅について、「川西町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的なストック管理（修理、改善等）を進める。

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進) (1-1,1-2) [国、県、町]

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。また、老朽

化した道路照明灯や犯灯等の耐震対策を施す。

<その他対策>

(空き家対策の推進) (1-1) [県、町]

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、「川西町空き家等対策計画」に基づき、県等と連携して総合的な空き家対策を推進する。

(大規模盛土造成地対策の推進) (1-1, 1-2) [県、町]

- 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、県などの変動予測調査の結果について情報収集及び対策を検討する。

(家具の転倒防止対策の推進) (1-1) [町、民間]

- 大規模地震発生時に、家具転倒による人的被害を防止するため、町民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を推進する。

(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進) (1-2) [町、民間]

- 大規模地震発生時に、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。

≪目標指標≫

- ・ 町有施設の長寿命化計画の策定 (R5)

(4) 交通基盤

<高速交通網整備>

(高速道路及び地域高規格道路等の整備) (5-3,8-4) [国、県、町、民間]

- 大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、町内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路等の早期整備を促進する。

(奥羽・羽越新幹線の整備) (5-3,8-4) [国、県、町、民間]

- 東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の確保や、日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するため、フル規格の奥羽・羽越新幹線整備の早期実現に向けて取り組む。

<道路関係防災対策>

(緊急輸送道路等の整備・確保) (1-1,2-1,2-5,8-4) [国、県、町]

- 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給や、救急救援活動、迅速な復旧復興等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、雪崩・防雪施設の整備、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する。

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進) (5-3,6-4) [国、県、町]

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路パトロール等の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、計画的に対策工事を実施する。
- 橋梁をはじめとした道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

(孤立集落アクセスルートの確保) (2-2) [県、町]

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する。

(路線バス等地域公共交通の確保) (6-4) [町、民間]

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど臨機応変な運行を行うとともに、地域公共交通を確保するため平時から関係機関等と連携を図る。

<鉄道関係防災対策>

(鉄道施設の耐震化・防災対策の促進) (5-3,6-4) [国、県、町、民間]

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を促進する。
- 災害発生時、鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間の代行バス運行など、鉄道利用者の利便性を確保するよう、鉄道事業者における取組みを促進する。

<豪雪対策>

(暴風雪時における的確な道路管理の推進) (1-5) [国、県、町]

- 暴風雪時には、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施するとともに、災害発生時には、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等と連携を図る。

(道路の防雪施設の整備) (1-5) [国、県、町]

- 各道路管理者においては、道路パトロール等を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。

(道路の除雪体制等の確保) (1-5) [国、県、町]

- 安定的な除雪体制を確保する上で、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。

<その他対策>

(避難路、防災拠点の整備) (1-1) [町]

- 災害時における避難路や防災センター、一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を検討する。

(5) 国土保全

<洪水・土砂災害対策>

(農地・農業用施設等の保全管理の推進) (7-3) [県、町、民間] 《農林水産》

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

(治水対策の推進) (1-3) [国、県、町]

- 近年の気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の急増に対処するため、まちづくりや地域環境にも配慮した河川整備を国・県に要請していく。

(河川管理施設の維持管理) (1-3) [国、県、町、民間]

- 県や土地改良区など老朽化した水門・樋門等の河川管理施設の設置者に対し、計画的な補修・更新を要請する。
- 河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするため、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むほか、経年劣化した護岸等の補強・補修を行う。

(住宅地における内水浸水対策の促進) (1-3) [町]

- いわゆるゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、雨水排水等の施設整備及び内水ハザードマップの作成を進める。

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [町] 《危機管理》

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害を想定した避難訓練など、町が行う警戒避難体制の整備を強化する。

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備) (7-1) [国、県、町] 《危機管理》

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

(6) 保健医療・福祉

<医療機関等の非常時対応>

(医療機関での非常時対応体制の整備) (2-4) [県、町、民間]

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を促進する。

(医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進) (2-5) [県、町、民間]

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導しており、引き続き周知を図る。

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備) (2-5) [県、町、民間]

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。

<各種医療支援>

(ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実) (2-5) [県、町]

- 災害時を含め、ドクターヘリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間のランデブーポイントの確保を図る。

<防疫対策>

(防疫対策の推進) (2-6) [国、県、町、民間]

- 平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。
- 新型コロナウイルス等避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。

(7) ライフライン・情報通信

<エネルギー>

(エネルギー供給事業者との連絡強化) (5-2,6-1) [町、民間] 《産業経済》

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と町との連絡体制を強化する。

(再生可能エネルギーの導入拡大) (6-1) [国、県、町、民間] 《産業経済》

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、メガソーラーやバイオマス発電の展開促進によりエネルギー供給量の確保を図るとともに、本町の地域特性に応じた家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

<水道>

(水道施設の耐震化・老朽化対策の推進) (2-1,6-2) [県、町]

- 水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。

(応急給水体制などの整備) (2-1,6-2) [県、町、民間]

- 給水拠点の確保のための緊急遮断弁などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。

<下水道等>

(下水道に係る業務継続計画（BCP）策定・施設耐震化等の推進) (6-3) [県、町]

- より実効性のある下水道BCP及び下水道施設のストックマネジメント計画への見直しを行い、下水道施設の耐震化・老朽化対策を着実に進める。

(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進) (6-3) [町] 《農林水産》

- 汚水処理施設の災害時の機能維持を図るとともに、機能診断・ストックマネジメント計画を策定し、耐震化・老朽化対策を着実に進める。

(合併処理浄化槽への転換促進) (6-3) [県、町、民間]

- 生活排水処理施設整備基本構想計画を着実に推進し、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き進める。

<情報通信>

(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備) (4-1) [民間]

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進する。

(災害時における住民等への情報伝達体制の強化) (4-2) [民間]

- 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等におけるBCP（業務継続計画）や災害対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する。

(IT部門における業務継続体制の整備) (3-1) [県、町] 《行政機能》

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP（情報システムの業務継続計画）を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- 災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを進める。
- 災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める。

《目標指標》

- ・ 水道の基幹管路の耐震適合率 22.4% (R1) → 25.0% (R7) (2-1, 6-2)
- ・ 合併処理浄化槽の普及率（対人口）68.1% (R1) → 79.7% (R7) (6-3)
- ・ 重要システムのICT-BCPの策定 (R5) (3-1) 《行政機能》

(8) 産業経済

<企業活動>

(企業の事業継続計画（BCP）の策定促進) (5-1) [町、民間]

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、町内企業におけるBCP策定を促進する。

(リスク分散を重視した企業誘致等の推進) (5-1) [県、町]

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本県への移転、誘致に向けた取組みを推進する。

<エネルギー>

(エネルギー供給事業者との連絡強化) (5-2, 6-1) [町、民間] 《ライフ・情報》

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と町との連絡体制を強化する。

(再生可能エネルギーの導入拡大) (6-1) [国、県、町、民間] 《ライフ・情報》

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、メガソーラーやバイオマス発電の展開促進によりエネルギー供給量の確保を図るとともに、本町の地域特性に応じた家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

<風評被害防止>

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信) (7-4) [県、町、民間]

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等との連携を図る。

(9) 農林水産

<食料供給>

(食料生産基盤の整備) (5-4) [県、町、民間]

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。

<農林業施設の耐震化・老朽化対策>

(農地・農業用施設等の保全管理の推進) (7-3) [県、町、民間] 《国土保全》

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

(農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進) (6-2) [県、町、民間]

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。

(ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進) (7-1) [県、町] 《危機管理》

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強が必要なため池については、順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成を進める。

(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進) (6-3) [町]

《ライフ・情報》

- 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断を実施し適切な維持修繕を施すなど老朽化対策を進める。

(10) 環境

<有害物質・危険物対策>

(危険物施設の耐震化の促進) (7-2) [県、町、民間]

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

(有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施) (7-2) [県、町]

- 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る。

<災害廃棄物対策>

(災害廃棄物処理計画に基づく処理) (8-1) [町]

- 環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、災害廃棄物の仮置場や廃棄物処理施設での処理体制の確保等をまとめた「川西町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理する。

(11) リスクコミュニケーション

<防災教育>

(防災教育の充実) (1-6) [県、町、民間]

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、ホームページなどで実施している防災知識の普及啓発について、啓発内容の充実等を図る。
- 防災教育指導者研修会を開催するほか、民間団体等における防災教育の取組みを周知するなど、防災教育の充実を図る。

(雪下ろし事故を防止するための注意喚起) (1-5) [県、町]

- 雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。

(食料等の備蓄) (2-1) [町、民間] 《危機管理》

- 家庭における備蓄については、町民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。

<防災訓練>

(防災訓練の充実) (1-5) [町、民間]

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、総合防災訓練をはじめ、より多くの町民の参加による実践的な訓練に取り組む。

<要支援者支援>

(災害時の要支援者支援の促進) (1-6) [県、町、民間]

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な避難行動要支援者名簿について適宜更新し保管管理するとともに、避難支援者への情報伝達や要支援者の所在確認方法等を確立する。

<関係機関との連携・人材育成>

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備) (2-1) [県、町、民間] 《危機管理》

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

(建設関係団体との連携強化) (8-2) [町、民間]

- 各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結して

いるが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。

(復旧・復興を担う人材の育成) (8-2) [町、民間]

- 各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行う。
- 近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る。

《目標指標》

- ・ 防災訓練参加者数 200人 (R2) → 500人 (R7) (1-6)

V 計画の推進

1 計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、計画の推進に当たっては、所管部局を中心に、国や県等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するPDCAサイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていく。

2 計画の見直し

本計画は、基本計画と整合を図るため、概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行うこととする。

また、本計画は、国土強靱化に係る指針となるものであることから、国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。

【別表1】脆弱性評価結果

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 地震等による建物・交通施設等（1-2の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 町内の住宅の耐震化率は、63.4%（H25）で全国平均（約85%（H25））に比べ下回っており、耐震化を早急に進める必要がある。
- 町内の防災拠点施設の耐震化率は、75%（H28）で、全国平均（約88%）を下回っており、耐震化を一層促進する必要がある。

（町営住宅の耐震化）

- 町営住宅の耐震化率は100%である。

（緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。（1-2にも記載）

（町営住宅の老朽化対策）

- 町営住宅の計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する必要がある。

（空き家対策）

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

（家具の転倒防止対策）

- 近年発生した大規模地震では、家屋の倒壊によるもののほか、住宅におけるタンス等の家具の転倒により多くの死傷者が出ていることから、家具の転倒防止対策を推進する必要がある。

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する必要がある。（2-1, 2-5, 8-4にも記載）

（街路・都市施設の整備）

- 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、防災センターや一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する必要がある。

（大規模盛土造成地対策）

- 町内に大規模盛土造成地はないが、新たな土地開発等に一定の制限を設ける必要がある。（1-2にも記載）

（避難場所の指定、耐震化・設備整備）

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行うとともに、避難所の機能強化に向け耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取り組みを推進する必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた福祉避難所の指定に向けた取り組みを一層促進する必要がある。
- 避難所の機能強化のため、建物の耐震改修や非常用自家発電機、衛星携帯電話などの非常用通信機器の整備等が行われているが、引き続き耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備を促進する必要がある。

《現状指標》

- ・住宅の耐震化率 63.4%（H25）＊全国 約85%（H25）（1-2にも記載）
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化率 77.3%（H27）＊全国 約85%（H25）（1-2にも記載）
- ・町営住宅の耐震化率 100%（H27）＊全国 約89%（H25）
- ・橋梁健全化率 90.6%（R2）（2-1, 2-5, 8-4にも記載）
- ・防災拠点となる公共施設等の耐震化率 75%（H28）＊全国 88.3%（H26）
- ・災害基本法に基づく指定緊急避難場所の指定（H30）
- ・災害基本法に基づく指定避難所の指定（H30）
- ・福祉避難所の指定（H30）

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(庁舎等の耐震化・維持管理等)

- 役場については令和2年度末に新庁舎が完成予定である。今後は、施設の長寿命化を進めていく。(3-1にも記載)

(被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策)

- 被害発生危険性の高い地域(洪水浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域、断層帯上)内に立地する防災対策拠点など公共施設については、災害発生時にその機能を維持できなくなるおそれがあることから、対策を講じる必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化)

- 学校、病院等多数の者が利用する建築物については、耐震化が完了している。
- 災害時に地域住民の避難所としての役割も担っている公立学校施設全体の耐震化は完了していることから、今後は、施設の長寿命化を進めていく。
- 社会教育施設は避難所の指定を受けているものも多いが、公立学校施設と比較すると耐震化は進んでいない。未耐震化の施設について、耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく対応を促進する必要がある。
- 保育・幼児施設については、耐震診断を実施しなければならない施設はないが、老朽施設は改築等を、その他の施設は長寿命化を進めていく必要がある。
- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性を確保する必要がある。

(都市公園施設の耐震化・維持管理)

- 都市公園施設については、計画的な耐震化への取組みが必要である。

(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策)

- 近年発生した大規模地震では、建屋の倒壊によるもののほか、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒により多くの死傷者が出ていることから、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する必要がある。

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化)

- 救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。(1-1にも記載)

(大規模盛土造成地対策)

- 町内に大規模盛土造成地はないが、新たな土地開発等に一定の制限を設ける必要がある。(1-1にも記載)

〈現状指標〉

- ・住宅の耐震化率 63.4% (H25) * 全国 約 85% (H25) (1-1にも記載)
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化率 77.3% (H27) * 全国 約 85% (H25) (1-1にも記載)
- ・公立小中学校の耐震化率 100% (H27) * 全国 95.6% (H27)
- ・保育所の耐震化率 未実施(不要) * 全国 約 79.4% (H25)
- ・幼稚園の耐震化率 未実施(不要) * 全国 約 83.8% (H27)
- ・社会福祉施設等の耐震化率 50% (H27) * 全国 86.3% (H25)

1-3) 異常気象等による広域的な市街地等の浸水

(洪水ハザードマップの作成)

- 洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するための洪水ハザードマップは、令和元年度に作成し全戸配布している。

(避難勧告等の具体的な発令基準の策定)

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準をハザードマップに掲載しているが、迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令方法を定め、周知徹底する必要がある。

(タイムラインの作成、運用)

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）を作成するとともに、その運用により被害の最小化を図る必要がある。

(治水対策の推進)

- 近年、気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）が増加している。このため、河川改修等を行うなど、治水効果の早期発現を図る必要がある。

(河川管理施設の維持管理)

- 水門・樋門等の河川管理施設について、国、県や土地改良区との連絡連携を密にし、維持管理を万全にする必要がある。

(住宅地における内水浸水対策)

- 近年、局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の頻発により、道路冠水等の内水氾濫のリスクが増大している雨水排水施設等の整備を早急に進める必要がある。さらに、内水氾濫時の被害を軽減するため、内水ハザードマップの作成を推進する必要がある。

《現状指標》

- ・ 国直轄、県指定管理河川にかかる洪水ハザードマップは作成済み（R1）

1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

(火山噴火に対する警戒避難体制の整備)

- 蔵王山に噴火警戒レベルをできるだけ早く導入するとともに、吾妻山についても火山噴火緊急減災対策砂防計画に沿った噴火警戒レベルの見直しを行う必要がある。
- 平常時から火山防災関係者による顔の見える関係を構築するとともに、防災訓練を通じて連携の強化を図る必要がある。

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備)

- 土砂災害ハザードマップにより、土砂災害を想定した避難訓練など警戒避難体制の整備を強化する必要がある。

(土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定)

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を定め、周知する必要がある。

《現状指標》

- ・ 土砂災害ハザードマップは作成済み（R1）

1-5) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における的確な道路管理)

- 暴風雪時において、「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」に基づき、豪雪災害時の情報連絡や緊急確保路線、機械配置等の計画により、迅速かつ的確な道路管理を図る必要がある。また、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により、早期に交通路を確保する必要がある。

(道路の防雪施設の整備)

- 各道路管理者（国、県、町）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する必要がある。

(道路の除雪体制等の確保)

- 各道路管理者（国、県、町）は、豪雪等の異常気象時には、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要となっている。

(雪下ろし事故を防止するための注意喚起)

- 雪下ろし中の転落事故が多発し、事故による死傷者の6割以上が高齢者となっているため、事故防止の注意喚起を実施しているが、依然として事故が後を絶たない状況にある。今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う必要がある。

(豪雪災害時の災害救助法適用)

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る必要がある。

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網として県防災行政通信ネットワークを保有している。(4-2にも記載)

(災害時における住民への情報伝達)

- 災害時には、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する必要があるため、同報系防災行政無線に加え、計画的に全戸に個別受信機を設置するなどの対策を講じていく。(4-2にも記載)

(自主防災組織の育成等)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率が100%となっていることから、引き続き組織力を強化していく必要がある。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。(2-3, 4-2, 8-3にも記載)

(防災教育の充実)

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、ホームページなどで防災知識の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、啓発内容の充実等を図る必要がある。
- 防災教育の充実に取り組んでいるが、引き続き、防災教育の充実等を図る必要がある。

(防災訓練の充実)

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの町民の参加による実践的な訓練に取り組む必要がある。

(災害時の要配慮者支援)

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、適宜更新し保管管理するとともに、避難支援者への情報伝達や要支援者の所在確認方法等を確認する必要がある。

《現状指標》

- ・ 自主防災組織率 100.0% (H23) * 全国 80.0% (H26) (2-3, 4-2, 8-3にも記載)
- ・ 防災訓練参加者数 200人 (R2)
- ・ 避難行動要支援者名簿作成済み
- ・ 避難行動要支援者の個別計画作成済み

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(食料等の備蓄)

- 家庭における備蓄については、町民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。
- 町においては、引き続き計画的な備蓄を行う。

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。
- 大規模災害時における被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、他の自治体との相互応援協定等を締結しているが、実効性の面に課題がある。このため、応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時受援計画」を策定する必要がある。(3-1にも記載)

(水道施設の耐震化・老朽化対策)

- 水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。(6-2にも記載)

(応急給水体制などの整備)

- 給水拠点の確保のための緊急遮断弁などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進める必要がある。(6-2にも記載)

(緊急輸送道路等の確保)

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する必要がある。(1-1, 2-5, 8-4にも記載)

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備)

- 社会福祉協議会と連携し、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する必要がある。

《現状指標》

- ・「災害時受援計画」の策定 未策定 (H27) (3-1にも記載)
- ・橋梁健全化率 90.6% (R2) (1-1, 2-5, 8-4にも記載)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保)

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて非常用通信設備の整備を促進する必要がある。
- 孤立危険性のある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターについて、引き続き全ての集落での離着陸場所の確保を進める必要がある。
- 孤立危険性のある集落の状況を把握するため、内閣府が5年に1度調査(「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」)を行っているが、その間の状況も引き続き把握する必要がある。

(孤立集落アクセスルートの確保)

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する必要がある。(6-4, 7-3にも記載)

2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(自衛隊・警察との連携)

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊や警察と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

(消防関係施設の耐震化・老朽化対策)

- 災害時に防災拠点となる消防関係施設（車庫付属建物を含む。）の耐震化率は、100%（H28）であるが、より一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。（3-1にも記載）

(大規模災害時の消防力の確保)

- 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、緊急消防援助隊など専門部隊の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図る。

(緊急消防援助隊派遣時の県内消防力の低下)

- 現在、緊急消防援助隊への本県の登録隊数は59隊であるが、消防庁からの要請により、平成30年度までに71隊まで増やす必要がある。今後、他県で発生する大規模災害時に当該登録隊を派遣することになった場合、県内の災害に対応すべき消防力の低下が懸念される。このため、定期的な訓練の実施や山形県隊派遣時における県内応援体制の構築等により、県内各市町村の相互応援協定の実効性を確保する必要がある。

(自主防災組織の育成)

- 大規模災害発生時には、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、その間の防災活動を担う自主防災組織の組織化と活動の活性化をより一層促進する必要がある。（1-6, 4-2, 8-3にも記載）

《現状指標》

- ・ 消防署等の耐震化率 100%（H28） * 全国 86.1%（H26）
- ・ 自主防災組織率 100.0%（H23） * 全国 80.0%（H26）（1-6, 4-2, 8-3にも記載）

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保)

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように石油関係団体と協定を締結しており、引き続き、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大や具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。（3-1にも記載）

(医療機関での非常時対応体制)

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を図る必要がある。

(透析医療機関での非常時対応体制)

- 透析患者は週3回程度の透析治療が必要であり、年々増加傾向にある。透析医療を実施している医療機関においては、災害発生時においても自家発電装置及び貯水槽の整備により透析治療を提供できる体制の確保が必要である。

(公立置賜総合病院での非常時対応体制)

- 公立置賜総合病院で自家発電設備を備え、3日分以上の燃料を備蓄しており、今後とも、災害が発生した場合にも町民に対し安全・信頼・高度の医療を提供するため、当該備蓄を常時維持する必要がある。

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(ドクターヘリの活用による救急医療体制)

- 運航実績が年々増加しているドクターヘリについては、絶えず出動要請基準の見直しや症例検討会による事後検証等を実施し、安全かつ円滑な運航の確保に努めている。災害発生時を含めた救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間も使用可能なランデブーポイントの確保などを推進する必要がある。

(医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄)

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導していることから、引き続き周知を図る必要がある。

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備)

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行う。

(緊急輸送道路等の確保)

- 被災時において、医療施設及び関係者の支援ルート確保のため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所への防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する必要がある。(1-1, 2-1, 8-4にも記載)

《現状指標》

- ・ 橋梁健全化率 90.6% (R2) (1-1, 2-1, 8-4にも記載)

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生防止のためには、消毒や害虫駆除等速やかな感染症予防対策の実施が重要であるため、平時からその重要性について普及啓発を行う必要がある。さらに、基本的対策として、平時から定期的予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える必要がある。
- 避難所における感染症のまん延防止には、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底が有効であり、さらに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生を確保する必要がある。
- 災害時の感染症の拡大防止を図るため、消毒ポイントの設置及び消毒ポイントにおける消毒作業を円滑に実施するための、国道や高速道路管理者との道路占用等の手続き調整や、消毒資機材等確保に係る支援を行う必要がある。

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(庁舎等の維持管理等)

- 役場については令和2年度末に新庁舎が完成予定である。今後は、施設の長寿命化を進めていく。(1-2にも記載)

(業務継続に必要な体制の整備)

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に山形県地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「川西町業務継続計画(地震災害編)」を策定したところであり、当計画の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進めていく必要がある。また、地震災害以外の災害発生時の業務継続計画についても策定を進める。

(IT部門における業務継続体制の整備)

- 町の基幹系業務システムは、自治体クラウドを導入しているが、非常時でも業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う必要がある。

(大規模災害時における広域連携)

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、他の自治体との相互応援協定等を締結しているが、実効性の面に課題がある。このため、応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時受援計画」の策定を進める必要がある。(2-1にも記載)

(緊急車両に供給する燃料の確保)

- 災害時において、被災現場や避難所を巡回する緊急車両への燃料供給が滞らないように、石油関係団体と協定を締結しており、引き続き、優先的に供給する緊急車両の範囲の拡大や具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等に当たる緊急車両へ供給する燃料を確保する必要がある。(2-4にも記載)

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備)

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進する必要がある。

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(災害情報伝達手段の確保)

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム(Lアラート*)、緊急速報メールの活用を促進する必要がある。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る必要がある。

※ Lアラート…} 災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの

(災害時における住民等への情報伝達体制)

- 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等におけるBCP(業務継続計画)や災害対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する必要がある。

(災害時における住民への情報伝達)

- 災害時には、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する必要があるため、同報系防災行政無線のほか、計画的に全戸に個別受信機を設置するなどの対策を講じていく。(1-6にも記載)

(自主防災組織の育成)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率が100%となっていることから、引き続き組織力を強化していく必要がある。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。(1-6, 2-3, 8-3にも記載)

〈現状指標〉

- ・ 自主防災組織率 100.0% (H23) * 全国 80.0% (H26) (1-6, 2-3, 8-3にも記載)

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞

（企業の事業継続計画（BCP）の策定促進）

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、予め事業継続計画（BCP）を策定しておくことが極めて有効であることから、企業におけるBCP策定を促進する必要がある。

（リスク分散を重視した企業誘致等）

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本町への移転、誘致に向けた取組みを推進する必要がある。

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

（エネルギー供給事業者との連絡）

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と県との連絡体制を強化する必要がある。（6-1にも記載）

5-3) 基幹的交通ネットワーク（陸上）の機能停止

（高速道路及び地域高規格道路等の整備）

- 本県の高速道路について、供用率は全国と比べ低い水準にとどまっており、加えて、高速道路網が途切れている区間（ミッシングリンク）も存在するなど、整備が大幅に遅れている状況にある。
大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、県内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等を早急に整備する必要がある。
- 併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や、追加インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を進める必要がある。（8-4にも記載）

（道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策）

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。（6-4にも記載）

（奥羽・羽越新幹線の整備）

- 東日本大震災を教訓として、東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の重要性が再認識されており、その中でも、定時性、速達性、大量輸送性に優れた整備新幹線は、高速交通ネットワークの基幹として期待されているが、本県にはまだ整備新幹線が整備されていない。日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するためにも、フル規格の奥羽・羽越新幹線の整備を早期に実現する必要がある。（8-4にも記載）

（鉄道施設の耐震化・防災対策）

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を図る必要がある。
- 災害発生時、鉄道事業者においては鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間、代行バスを運行するなど、鉄道利用者の利便性を確保する必要がある。（6-4にも記載）

《現状指標》

- ・ 県内の高速道路供用率 60%（H27） * 全国 83%（H27）（8-4にも記載）

5-4) 食料等の安定供給の停滞

（食料生産基盤の整備）

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する必要がある。

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

（エネルギー供給事業者との連絡）

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者との連絡体制を強化する必要がある。（5-2にも記載）

（再生可能エネルギーの導入拡大）

- メガソーラーなど大規模事業の展開促進によりエネルギー供給量の確保を図る必要がある。
また、災害リスクに対応し、エネルギーの安定した供給基盤を構築していくため、太陽光やバイオマスなど地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制（エリア供給システム）を整備するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進していく必要がある。

6-2) 上水道や農業用水の長期間にわたる供給停止

（水道施設の耐震化・老朽化対策）

- 水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。

（農業水利施設の耐震化・老朽化対策）

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、耐震化・老朽化対策を着実に推進する必要がある。

（災害時の応急給水体制などの整備）

- 水道事業においては、給水拠点の確保のための緊急遮断弁などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進める必要がある。（2-1にも記載）

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（下水道に係る事業継続計画（BCP）策定・施設耐震化等）

- 下水道に係る業務継続計画（BCP）は策定済みであるが、下水道施設のストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を着実に進める必要がある。

（農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策）

- 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、維持管理業者との協力体制の確立を図るとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する必要がある。

（合併処理浄化槽への転換）

- 単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する必要がある。

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

（鉄道施設の耐震化・防災対策）

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を図る必要がある。
- 災害発生時、鉄道事業者においては鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間、代行バスを運行するなど、鉄道利用者の利便性を確保する必要がある。（5-3にも記載）

（路線バス等地域公共交通の確保）

- 道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど、臨機応変な運行により地域公共交通の確保を図る必要がある。

（災害に強い路網整備）

- 災害時の避難や救援等に備えた林道の整備などインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。（2-2, 7-3にも記載）

（道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策）

- 道路施設の防災対策について、道路防災総点検の結果に基づき、計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。（5-3にも記載）

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(ため池の耐震化・ハザードマップ作成)

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う必要がある。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を行う必要がある。

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する必要がある。

《現状指標》

- ・決壊すると多大な影響を与えるため池の耐震診断の実施率 100% (R2)
- ・決壊すると多大な影響を与えるため池のハザードマップ公表率 100% (R2)

7-2) 有害物質の大規模拡散・流出

(危険物施設の耐震化)

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する必要がある。

(有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施)

- 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る必要がある。

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地・農業用施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する必要がある。 (2-2, 6-4にも記載)

7-4) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信)

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画)

- 環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、災害廃棄物処理の主体として災害廃棄物の仮置場や廃棄物処理施設での処理体制の確保等をまとめた「災害廃棄物処理計画」により、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理する。

《現状指標》

- ・災害廃棄物処理計画策定 (R2)

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(建設関係団体との連携)

- 各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る必要がある。

(復旧・復興を担う人材の育成)

- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）を育成するため、各種建設関係団体と行政が連携した取組みを行う必要がある。
- 災害時に道路啓開等を担う建設業界において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。

8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域コミュニティの維持)

- 大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講じることが不可欠となる。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展等により、今後その維持が困難となることが懸念されることから、平時から活力ある地域づくりを促進する必要がある。

(自主防災組織の育成)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率が100%となっていることから、引き続き組織力を強化していく必要がある。(1-6, 2-3, 4-2にも記載)

(被災者生活再建支援制度の拡充)

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であるが、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める必要がある。

《現状指標》

- ・自主防災組織率 100.0% (H23) * 全国 80.0% (1-6, 2-3, 4-2にも記載)

8-4) 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(高速道路及び地域高規格道路等の整備)

- 本県の高速道路について、供用率は全国と比べ低い水準にとどまっており、加えて、高速道路網が途切れている区間（ミッシングリンク）も存在するなど、整備が大幅に遅れている状況にある。
大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、県内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等を早急に整備する必要がある。
- 併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や、追加インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を進める必要がある。 **(5-3にも記載)**

(奥羽・羽越新幹線の整備)

- 東日本大震災を教訓として、東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の重要性が再認識されており、その中でも、定時性、速達性、大量輸送性に優れた整備新幹線は、高速交通ネットワークの基幹として期待されているが、本県にはまだ整備新幹線が整備されていない。日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するためにも、フル規格の奥羽・羽越新幹線の整備を早期に実現する必要がある。 **(5-3にも記載)**

(緊急輸送道路等の確保)

- 被災時において、道路等の損壊により復旧・復興が大幅に遅れることを防ぐため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する必要がある。 **(1-1, 2-1, 2-5にも記載)**

(迅速な復興に資する地籍調査)

- 土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであることから、未調査地区について調査を進める必要がある。

《現状指標》

- ・ 県内の高速道路供用率 60% (H27) * 全国 83% (H27) **(5-3にも記載)**
- ・ 橋梁健全化率 90.6% (R2) **(1-1, 2-1, 2-5にも記載)**
- ・ 地籍調査の進捗率 15.5% (R2) * 全国 51% (H26)

【別表2】「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 地震等による建物・交通施設等（1-2の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化の促進）

- 住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。

【国、県、町、民間】《建築住宅》

- 防災拠点施設について、耐震化を一層促進する。

【県、町】《行政機能》

（緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。（1-2にも記載）

【国、県、町】《建築住宅》

（町営住宅の老朽化対策の推進）

- 町営住宅について、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。

【町】《建築住宅》

（空き家対策の推進）

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、県等と連携して総合的な空き家対策を推進する。

【県、町】《建築住宅》

（家具の転倒防止対策の推進）

- 大規模地震発生時に、家具転倒による人的被害を防止するため、町民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を推進する。

【県、町】《建築住宅》

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する。（2-1, 2-5, 8-4にも記載）

【国、県、町】《交通基盤》

（街路・都市施設の整備）

- 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、防災センターや一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する。

【県、町】《交通基盤》

（大規模盛土造成地対策の推進）

- 町内に大規模盛土造成地は存在しないが、新たな土地開発行為等に一定の制限を設ける必要がある。（1-2にも記載）

【県、町】《建築住宅》

（避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進）

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定に向けた取組みや、指定にあたって必要となる施設や設備整備を行う。

- 福祉避難所の指定に向けた取組みを一層促進する。

- 避難所の機能強化のため、引き続き耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。

【県、町】《危機管理／行政機能》

《目標指標》

- ・ 住宅の耐震化率 63.4% (H25) → 90% (R3) (1-2にも記載)
- ・ 多数の者が利用する建築物の耐震化率 77.3% (H27) → 95% (R3) (1-2にも記載)
- ・ 橋梁健全化率 90.6% (R2) → 100% (R7) (2-1, 2-5, 8-4にも記載)
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化率 75% (H28) → 100% (R3)

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(庁舎等の耐震化・維持管理等の推進)

- 庁舎等の不特定多数が集まる町有施設については、役場は令和2年末に新庁舎が完成予定である。役場以外の施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。(3-1にも記載)
[町]《行政機能/建築住宅》

(被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進)

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。
[県、町]《行政機能》

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取組みを進める。
[国、県、町、民間]《建築住宅》
- 公共建築物に比較し、民間建築物の耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により、民間建築物に係る耐震化を一層促進する。特に、耐震診断が義務付けられた民間の大規模建築物については、耐震診断結果に基づく対応を促進するため、国の制度を活用した新たな支援制度の整備を図る。
[民間]《建築住宅》
- 学校施設については、耐震化が完了しているが、長寿命化を図るため、計画的な維持管理・更新を行う。
- 社会教育施設のうち未耐震化の施設について、耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく対応を促進する。
[町]《建築住宅》
- 保育所、幼稚園については、計画的な耐震化への取組みを促進する。
[町]《建築住宅》
- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性の確保を図る。
[県・町・民間]《建築住宅》
- 病院施設については、補助制度の活用等を図りながら、引き続き耐震化を促進する。
[町・民間]《建築住宅》

(都市公園施設の耐震化・計画的な維持管理の推進)

- 都市公園の耐震化未完了の建築物等について、計画的な耐震化への取組みを促進する。
[県、町]《建築住宅》

(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進)

- 大規模地震発生時に、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。
[県、町]《建築住宅》

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進)

- 救急救援活動等に必要の緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。(1-1にも記載)
[国、県、町]《建築住宅》

(大規模盛土造成地対策の推進)

- 町内に大規模盛土造成地は存在しないが、地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、県と連携し変動予測調査を実施するとともに、調査結果を公表するなど、町民に対して情報提供を行う。(1-1にも記載)
[県、町]《建築住宅》

《目標指標》

- ・ 住宅の耐震化率 63.4% (H25) → 90% (R3) (1-1にも記載)
- ・ 多数の者が利用する建築物の耐震化率 77.3 (H27) → 95% (R3) (1-1にも記載)

1-3) 異常気象等による広域的な市街地等の浸水

(洪水ハザードマップの作成)

- 防災訓練や出前講座等の場を利用し、洪水ハザードマップの周知に努めるとともに、余裕を持った避難の意識付けを啓蒙する。
【国、県、町】《危機管理》

(避難勧告等の具体的な発令基準の策定)

- 洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難に資するため、引き続き、国直轄・県指定河川すべてに係る避難勧告等の具体的な発令基準の策定を促進する。
【町】《危機管理》

(タイムラインの作成、運用)

- 災害発生の前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）を作成し、その運用により被害の最小化を図る。
【県、町】《危機管理》

(治水対策の推進)

- 近年の気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の急増に対処するため、重点整備区間を設定し河川改修等や国・県への要請を行うなど、治水効果の早期発現を図る。
【国、県、町】《国土保全》

(河川管理施設の維持管理)

- 老朽化した水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に補修・更新を行う。
- 河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするため、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むほか、経年劣化した護岸等の補強・補修を行う。
【国、県、町】《国土保全》

(住宅地における内水浸水対策の促進)

- いわゆるゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、雨水排水等施設整備及び内水ハザードマップの作成を促進する。
【町】《国土保全》

《目標指標》

- ・タイムライン（事前防災行動計画）の作成

1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度 にわたり県土の脆弱性が高まる事態

(火山噴火に対する警戒避難体制の整備)

- 蔵王山への噴火警戒レベルの早期導入及び吾妻山については火山噴火緊急減災対策砂防計画に沿った噴火警戒レベルの見直しを進める。
- 平常時から火山防災関係者による顔の見える関係を構築するとともに、防災訓練を通じて連携の強化を図る。
【国、県、町】《危機管理》

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備)

- 土砂災害防止法に基づき県が行う基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定と土砂災害ハザードマップの作成について協働して推進するとともに、土砂災害を想定した避難訓練など警戒避難体制整備を強化する。
【県、町】《危機管理、国土保全》

(土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定)

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するため、発令基準の周知を徹底する。
【町】《危機管理》

《目標指標》

- ・土砂災害に係る避難勧告等の具体的な発令基準の周知

1-5) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における的確な道路管理の推進)

- 暴風雪時には、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施するとともに、災害発生時は、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

【国、県、町】《交通基盤》

(道路の防雪施設の整備)

- 各道路管理者（国、県、町）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。

【国、県、町】《交通基盤》

(道路の除雪体制等の確保)

- 安定的な除雪体制を確保する上で、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化や除雪機械の老朽化、除雪オペレーターの確保困難など、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。

【国、県、町】《交通基盤》

(雪下ろし事故を防止するための注意喚起)

- 雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。

【県、町】《リスクコミ》

(豪雪災害時の災害救助法の適用)

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など災害救助法適用による豪雪災害への対応を図る。

【町】《危機管理》

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークの運用を再確認し、万全な情報伝達の確保を図る。**(3-3、4-1にも記載)**

【国、県、町】《危機管理／行政機能》

(災害時における住民への情報伝達の強化)

- 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて管理しつつ、今後は計画的に全戸に個別受信機を設置するなどの対策を講じていく。

(4-2にも記載)

【町】《危機管理／行政機能》

(自主防災組織の育成強化等)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、引き続き組織力強化を促進する。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。**(2-3、4-2、8-3にも記載)**

【県、町、民間】《危機管理》

(防災教育の充実)

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、ホームページなどで実施している防災知識の普及啓発について、啓発内容の充実等を図る。
- 防災教育指導者研修会を開催するほか、民間団体等における防災教育の取組みを周知するなど防災教育の充実を図る。

【県、町、民間】《リスクコミ》

(防災訓練の充実)

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの町民の参加による実践的な訓練に取り組む。

【県、町、民間】《リスクコミ》

(災害時の要配慮者支援の促進)

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き作成を促進する。

【県、町、民間】《リスクコミ》

《目標指標》

- ・ 自主防災組織率 100% (H23) **(2-3,4-2,8-3にも記載)**
- ・ 防災訓練参加者数 200人 (R2) → 500人 (R7)

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(食料等の備蓄)

- 町民に対し、家庭で3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。
- 町における備蓄については、防災備蓄倉庫の整備とともに、引き続き計画的な備蓄を行う。
- 備蓄倉庫については、分散型とし、地域の特徴を考慮しながら整備を行う必要がある。

[県、町、民間] 《危機管理/リスクコミ》

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。
- 大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、他の自治体と相互応援協定等を締結しているが、実効性を確保するため、他県等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時受援計画」の策定を進める。(3-1にも記載)

[県、町、民間] 《危機管理/行政機能》

(水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。(6-2にも記載)

[県、町] 《ライフ・情報》

(応急給水体制などの整備)

- 給水拠点の確保のための緊急遮断弁などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。(6-2にも記載)

[県、町、民間] 《ライフ・情報》

(緊急輸送道路等の確保)

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する。(1-1, 2-5, 8-4にも記載)

[国、県、町] 《交通基盤》

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備)

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

[県、町、民間] 《危機管理/リスクコミ》

《目標指標》

- ・ 「災害時受援計画」の策定 (R5) (3-1にも記載)
- ・ 橋梁健全化率 90.6% (R2) →100% (R7) (1-1, 2-5, 8-4にも記載)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保)

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて、非常用通信設備の整備を促進する。
- 孤立危険性のある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所の確保を進める。

[県、町] 《危機管理》

(孤立集落アクセスルートの確保)

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する。(6-4, 7-3にも記載)

[国、県、町] 《交通基盤》

2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(自衛隊・警察との連携強化)

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊や警察と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。
[国、県、町] 《危機管理》

(消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 災害時に防災拠点となる消防関係施設のうち、老朽化した施設を計画的に更新する。(3-1にも記載)
[県、町] 《行政機能》

(大規模災害時の消防力の確保)

- 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、消防団の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図る。
[国、県、町] 《行政機能》

(緊急消防援助隊派遣時の県内消防力の低下防止)

- 他県で発生する大規模災害時に本県の緊急消防援助隊を派遣することになった場合でも、県内の災害に対応すべき消防力が低下しないよう、定期的な訓練の実施や山形県隊派遣時における県内応援体制の構築等により、県内各市町村の相互応援協定の実効性の確保を図る。
[県、町] 《行政機能》

(自主防災組織の育成強化)

- 大規模災害発生時には、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、その間の防災活動を担う自主防災組織の活動の活性化をより一層促進する。(1-6, 4-2, 8-3にも記載)
[県、町、民間] 《危機管理》

《目標指標》

- ・ 消防署等の耐震化率 100% (H28) → 100% (R2)
- ・ 自主防災組織率 100.0% (H23) (1-6, 4-2, 8-3にも記載)

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保)

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給の確保を図る。(3-1にも記載)
[県、町、民間] 《危機管理/行政機能》

(医療機関での非常時対応体制の整備)

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を促進する。
[県、町、民間] 《保健医療・福祉》

(透析医療機関での非常時対応体制の整備)

- 透析患者は週3回程度の透析治療が必要であり、年々増加傾向にある。透析医療を実施している医療機関においては、災害発生時においても自家発電装置及び貯水槽の整備により透析治療を提供できる体制の確保を促進する。
[県、町、民間] 《保健医療・福祉》

(公立置賜総合病院での非常時対応体制の維持)

- 公立置賜総合病院では自家発電設備を備え、3日以上燃料を備蓄しており、今後とも、災害が発生した場合にも町民に対し安全・信頼・高度の医療を提供するため、当該備蓄の常時維持を図る。
[県、町] 《保健医療・福祉》

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実)

- 災害時を含め、ドクターヘリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間のランデブーポイントの確保を推進する。
[県、町] 《保健医療・福祉》

(医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進)

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導しており、引き続き周知を図る。
[県、町、民間] 《保健医療・福祉》

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備)

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行う。
[県、町、民間] 《保健医療・福祉》

(緊急輸送道路等の確保)

- 被災時において、医療施設及び関係者の支援ルート確保のため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する。(1-1, 2-1, 8-4にも記載)
[国、県、町] 《交通基盤》

《目標指標》

- ・ 橋梁健全化率 90.6% (R2) →100% (R7) (1-1, 2-1, 8-4にも記載)

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(防疫対策の推進)

- 平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。
- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。
[国、県、町、民間] 《保健医療・福祉》

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(庁舎等の維持管理等の推進)

- 庁舎等の不特定多数が集まる町有施設については、役場は令和2年末に新庁舎が完成予定である。役場以外の施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。(1-2にも記載)

[町] 《行政機能/建築住宅》

(業務継続に必要な体制の整備)

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に川西町地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「川西町業務継続計画」の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進める。

[町] 《行政機能/危機管理》

(IT部門における業務継続体制の整備)

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP(情報システムの業務継続計画)を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- 災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、自治体クラウドやデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを促進する。
- 災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める。

[県、町] 《行政機能/ライフ・情報》

(大規模災害時における広域連携の推進)

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、相互応援協定等を締結しているが、実効性のあるものとするため、他県等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時受援計画」の策定を進める。(2-1にも記載)

[県、町、民間] 《危機管理/行政機能》

(緊急車両に供給する燃料の確保)

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両の範囲の拡大や具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等に当たる緊急車両への燃料供給の確保を図る。(2-4にも記載)

[県、町、民間] 《行政機能/危機管理》

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備)

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進する。
【民間】《ライフ・情報》

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(災害情報伝達手段の確保)

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム(Lアラート*)、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

【県、町、民間】《行政機能／危機管理》

※ Lアラート…

災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの

(災害時における住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等におけるBCP(業務継続計画)や災害対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する。

【民間】《ライフ・情報》

(災害時における住民への情報伝達の強化)

- 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて管理しつつ、今後は計画的に全戸に個別受信機を設置するなどの対策を講じていく。

(1-6にも記載)

【町】《危機管理／行政機能》

(自主防災組織の育成強化)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、引き続き組織力強化を促進する。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。(1-6, 2-3, 8-3にも記載)

【県、町、民間】《危機管理》

《目標指標》

- ・ 自主防災組織率 100.0% (H23) (1-6, 2-3, 8-3にも記載)

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞

（企業の事業継続計画（BCP）の策定促進）

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、町内企業におけるBCP策定を促進する。
【町、民間】《産業経済》

（リスク分散を重視した企業誘致等の推進）

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本町への移転、誘致に向けた取組みを推進する。
【県、町】《産業経済》

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

（エネルギー供給事業者との連絡強化）

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者との連絡体制を強化する。（6-1にも記載）
【県、町、民間】《ライフ・情報／産業経済》

5-3) 基幹的交通ネットワーク（陸上）の機能停止

（高速道路及び地域高規格道路等の整備）

- 大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路等の早期整備を促進する。
- 被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や追加インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を進める。（8-4にも記載）
【国、県、町、民間】《交通基盤》

（道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進）

- 道路施設の防災対策について、道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。
- 道路施設等の老朽化対策については、長寿命化修繕計画に基づき計画的な維持管理・更新を実施する。（6-4にも記載）
【国、県、町】《交通基盤》

（奥羽・羽越新幹線の整備）

- 東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の確保や、日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するため、フル規格の奥羽・羽越新幹線整備の早期実現に向けて取り組む。（8-4にも記載）
【国、県、町、民間】《交通基盤》

（鉄道施設の耐震化・防災対策の促進）

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を促進する。
- 災害発生時、鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間の代行バス運行など、鉄道利用者の利便性を確保するよう、鉄道事業者における取組みを促進する。（6-4にも記載）
【国、県、町、民間】《交通基盤》

《目標指標》

- ・ 県内の高速道路供用率 60% (H27) → 80% (R2) (8-4にも記載)

5-4) 食料等の安定供給の停滞

（食料生産基盤の整備）

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。
【県、町、民間】《農林水産》

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

（エネルギー供給事業者との連絡強化）

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者との連絡体制を強化する。（5-2にも記載）
【県、民間】《ライフ・情報／産業経済》

（再生可能エネルギーの導入拡大）

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するため、メガソーラーなど大規模事業の展開促進によりエネルギー供給量の確保を図る。また、地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制（エリア供給システム）を整備するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。
【国、県、町、民間】《ライフ・情報／産業経済》

6-2) 上水道や農業用水の長期間にわたる供給停止

（水道施設の耐震化・老朽化対策の推進）

- 水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。（2-1にも記載）
【県、町】《ライフ・情報》

（農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進）

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。
【県、町、民間】《農林水産》

（災害時の応急給水体制などの整備）

- 給水拠点の確保のための緊急遮断弁などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。（2-1にも記載）
【県、町、民間】《ライフ・情報》

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（下水道に係る業務継続計画（BCP）等の見直し・施設耐震化等の推進）

- より実効性のある下水道BCP及び下水道施設のストックマネジメント計画への見直しを行う。また、下水道施設の耐震化・耐水化及びストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を着実に進める。
【県、町】《ライフ・情報》

（農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進）

- 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、維持管理業者との協力体制の確立を図るとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する。
【県、町、民間】《ライフ・情報／農林水産》

（合併処理浄化槽への転換促進）

- 単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。
【県、町、民間】《ライフ・情報》

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

(鉄道施設の耐震化・防災対策の促進)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を促進する。
- 災害発生時、鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間の代行バス運行など、鉄道利用者の利便性を確保するよう、鉄道事業者における取組みを促進する。(5-3にも記載)

[国、県、町、民間]《交通基盤》

(路線バス等地域公共交通の確保)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど臨機応変な運行を行い、地域公共交通を確保するため平時から関係機関等との連携構築等を図る。

[県、町、民間]《交通基盤》

(災害に強い路網整備の推進)

- 災害時の避難や救援等に備えた林道の整備などインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。

(2-2、7-3にも記載)

[県]《農林水産》

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても計画的に対策工事を実施する。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。(5-3にも記載)

[国、県、町]《交通基盤》

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進)

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」を作成し、周知に努める。

[県、町] 《農林水産／危機管理》

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

[国、県、町] 《危機管理／国土保全》

7-2) 有害物質の大規模拡散・流出

(危険物施設の耐震化の促進)

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

[県、町、民間] 《環境》

(有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施)

- 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る。

[県、町] 《環境》

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地・農業用施設等の保全管理の推進)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。(2-2、6-4にも記載)

[県、町、民間] 《農林水産／国土保全》

7-4) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信)

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ確に提供することにより地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等との連携を図る。

[県、町、民間] 《産業経済》

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画)

- 環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、災害廃棄物処理の主体として、災害廃棄物の仮置場や廃棄物処理施設での処理体制の確保等をまとめた「災害廃棄物処理計画」により、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理する。
[県、町] 《環境》

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(建設関係団体との連携強化)

- 建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。
[町、民間] 《リスクコミ》

(復旧・復興を担う人材の育成)

- 各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター等）の育成支援を行う。
- 近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る。
[町、民間] 《リスクコミ》

8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域コミュニティの維持)

- 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、町と連携し、住民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組みを通して、平時から住民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。
[県、町、民間] 《危機管理》

(自主防災組織の育成強化)

- 地域の速やかな復興のためには、地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織について、引き続き組織力強化を促進する。(1-6, 2-3, 4-2にも記載)
[県、町、民間] 《危機管理》

(被災者生活再建支援制度の拡充)

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める。
[国、県、町] 《危機管理》

《目標指標》

- ・ 自主防災組織率 100.0% (H23) (1-6, 2-3, 4-2にも記載)

8-4) 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(高速道路及び地域高規格道路等の整備)

- 大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路等の早期整備を促進する。
- 被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や追加インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を進める。(5-3にも記載)

[国、県、町、民間] 《交通基盤》

(奥羽・羽越新幹線の整備)

- 東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の確保や、日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するため、フル規格の奥羽・羽越新幹線整備の早期実現に向けて取り組む。(5-3にも記載)

[国、県、町、民間] 《交通基盤》

(緊急輸送道路等の確保)

- 被災時において、道路等の損壊により復旧・復興が大幅に遅れることを防ぐため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する。(1-1, 2-1, 2-5にも記載)

[国、県、町] 《交通基盤》

(迅速な復興に資する地籍調査の推進)

- 土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであることから、未調査地区について調査を進める。

[県、町] 《国土保全》

《目標指標》

- ・ 県内の高速道路供用率 60% (H27) → 80% (R2) (5-3にも記載)
- ・ 橋梁健全化率 90.6% (R2) → 100% (R7) (1-1, 2-1, 2-5にも記載)

「川西町国土強靱化地域計画事業一覧」 令和3年3月

施策分野（11）	施策分野ごとの施策推進方針
<p>(1) 行政機能 (消防含む)</p>	<p>〈行政機能〉 (庁舎等の耐震化・維持管理等の推進) <ul style="list-style-type: none"> ・川西町公共施設等総合管理計画に基づく施設の解体事業 現庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎・中央公民館・東沢生活改善センター解体 ・川西町公共施設等総合管理計画に基づく施設の長寿命化事業 川西町民総合体育館、川西町農村環境改善センター等改修 ・非常用発電設備等設置事業 《以上、町》 </p> <p>(災害時に防災拠点となる施設の整備) <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点施設整備事業 新庁舎整備（防災倉庫） 《町》 </p> <p>(災害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進) <ul style="list-style-type: none"> ・危険性のある地域に立地する公共施設の確認、移転・改築等の検討 《町》 </p> <p>(避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進) <ul style="list-style-type: none"> ・川西町公共施設等総合管理計画に基づく施設の安全確保 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所の安全確保整備事業（天井、照明、空調、情報通信環境、生活衛生環境等避難所の設備の充実） ・避難所増設の検討や三密防止のため避難定員の設定等 《以上、町》 </p> <p>(町の業務継続に必要な体制の整備) <ul style="list-style-type: none"> ・川西町業務継続計画(地震災害編)以外の策定 《町》 </p> <p>(IT部門における業務継続体制整備) <ul style="list-style-type: none"> ・ICT-BCP（情報システムの業務継続計画）の策定 ・自治体クラウドの充実、データセンターの活用 ・災害時における行政機能確保のためのモバイル端末やサーバの整備 《以上、町、民間》 </p> <p>(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保) <ul style="list-style-type: none"> ・協定団体と協定内容を具体的確認 《県、町、民間》 </p> <p>(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) <ul style="list-style-type: none"> ・県防災行政通信ネットワークの運用確認 《国、県、町》 </p> <p>(災害情報伝達手段の確保) <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・ラジオ以外の代替手段の整備 ・Lアラート、緊急速報メールの活用 ・SNSの活用 《以上、県、町、民間》 </p> <p>(災害時における住民への情報伝達の強化) <ul style="list-style-type: none"> ・同報系防災行政無線子機の増設及び適切な運用 ・個別受信機の全戸設置 ・情報連携システム及びメール配信システム導入事業 《以上、町》 </p> <p>〈広域連携〉 (大規模災害時における広域連携の推進) <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時受援計画」の策定 《県、町、民間》 </p> <p>(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備) <ul style="list-style-type: none"> ・相手方との定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認 ・物資集積拠点の整備 《以上、県、町、民間》 </p> <p>〈消防〉 (消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進) <ul style="list-style-type: none"> ・消防ポンプ庫整備事業 《町》 </p>

	<p>(大規模災害時の消防力の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型動力ポンプ積載車購入事業、消火栓改修事業、排水ポンプ等消防資機材整備事業 ・消防団の恒常的な訓練、組織間の合同訓練の実施 《以上、町》
<p>(2) 危機管理</p>	<p>〈洪水対策〉</p> <p>(洪水ハザードマップの更新)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップの更新 《町》 <p>(避難勧告等の具体的な発令基準の策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明確な発令基準の策定、周知 《町》 <p>(タイムラインの作成、運用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイムライン(事前防災行動計画)の作成 《町》 <p>〈火山噴火対策〉</p> <p>(火山噴火に対する警戒避難体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベルの早期導入(蔵王山)、噴火警戒レベルの見直し(吾妻山) ・火山防災関係者との関係構築 《以上、国、県、町》 <p>〈土砂災害対策〉</p> <p>(土砂災害に対する警戒避難体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害ハザードマップの更新 ・土砂災害を想定した避難訓練 《以上、町》 <p>(土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害発令基準の策定、周知 《町》 <p>〈情報伝達機能〉</p> <p>(災害情報伝達手段の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・ラジオ以外の代替手段の整備 ・Lアラート、緊急速報メールの活用 ・SNSの活用 《以上、県、町、民間》 <p>(災害時における住民への情報伝達の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線子機の増設及び適切な運用 ・個別受信機の全戸設置 ・情報連携システム及びメール配信システム導入事業 《以上、町》 <p>(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携 ・迅速な情報取得、伝達体制、手法の検討(ドローンの導入等) 《以上、国、県、町》 <p>〈応急・復旧対策〉</p> <p>(業務継続に必要な体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川西町業務継続計画(地震災害編)以外の策定 《町》 <p>(孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話等非常用通信手段の整備 ・ヘリコプター離着陸場所の確保 《以上、県、町》 <p>(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定団体等との協定内容の具体的確認 《県、町、民間》 <p>(大規模災害時における広域連携の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時受援計画」の策定 《県、町、民間》 <p>(自衛隊や警察との連携強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時からの情報交換による連携強化 《国、県、町》

	<p>(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方との定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認 ・物資集積拠点の整備 《以上、県、町、民間》 <p>(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県や町社会福祉協議会、ボランティア団体との連携強化 《県、町、民間》 <p>(豪雪災害時の災害救助法の適用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な災害救助法適用 《町》 <p>(被災者生活再建支援制度の拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援制度の適用範囲や支給範囲の一層の拡充に向けた取組みの推進 <p>〈地域防災力〉</p> <p>(地域コミュニティの維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくり推進事業、地域一斉除排雪推進事業《町・民間》 <p>(自主防災組織の育成強化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくり推進事業 ・男女共同参画推進事業 《以上、町・民間》 <p>(避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川西町公共施設等総合管理計画に基づく施設の安全確保 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所の安全確保整備事業(天井、照明、空調、情報通信環境、生活衛生環境等避難所の設備の充実) ・避難所の増設 三密防止のため避難定員の設定等 《以上、町》 <p>(食料等の備蓄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町における現物備蓄の確保 《町》
<p>(3) 建築住宅</p>	<p>〈施設・建築物等の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>(庁舎等の耐震化・維持管理等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川西町公共施設等総合管理計画に基づく施設の解体事業 現庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎・中央公民館・東沢生活改善センター解体 ・川西町公共施設等総合管理計画に基づく施設の長寿命化事業 川西町民総合体育館、川西町農村環境改善センター等改修 ・非常用発電設備等設置事業 《以上、町》 <p>(災害時に防災拠点となる施設の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点施設整備事業 新庁舎整備(防災倉庫) 《町》 <p>(住宅・建築物等の耐震化の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅建築物耐震改修 《国、県、町、民間》 <p>(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化等の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川西町公共施設等総合管理計画に基づく施設の安全、長寿命化改修等 各地区交流センター、置賜公園観光施設、ダリヤ園施設、浴浴センター、健康福祉センター、生きがい交流館、保育園・幼稚園、農村環境改善センター、6次産業化施設、たい肥センター、町営住宅、小・中学校、フレンドリープラザ、交流館、町民総合体育館、クラブハウス、ロッジ 《町》 <p>(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険ブロック塀の改修支援 《国、県、町、民間》 ・防犯灯耐震化事業 《町》 <p>〈その他対策〉</p> <p>(空き家対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川西町空き家等対策計画に基づく事業推進

	<p>相談窓口設置、県空き家活用相談窓口との連携、適正管理の啓発、管理サービスの情報提供、空き家実態調査、空き家対策総合支援事業、危険空き家除去（代執行）、マッチング支援、リフォーム補助、中古住宅購入補助等 《県、町》</p> <p>(大規模盛土造成地対策の推進) ・情報収集及び対策検討 《県、町》</p> <p>(家具の転倒防止対策の推進) ・住宅建築物耐震改修 《町、民間》</p> <p>(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進) ・町内企業支援事業 《町、民間》</p>																	
<p>(4) 交通基盤</p>	<p>〈高速交通網整備〉 (高速道路及び地域高規格道路等の整備) ○新潟山形南部連絡道路関係 ・梨郷道路の事業推進 ・小国道路（小国町市街地～新潟県関川村金丸）の事業推進 ・小国～飯豊～長井間の早期着工 ○一般国道287号規格の高い道路 ・川西バイパス（川西町時田～川西町西大塚）の事業推進 ・米沢川西バイパス（米沢市六郷町～川西町時田）の事業推進 ・米沢北バイパス（米沢市北バイパス～米沢市六郷町）の事業推進 《以上、国、県、町、民間》</p> <p>(奥羽・羽越新幹線の整備) ・フル規格の奥羽・羽越新幹線整備の早期実現 《国、県、町、民間》</p> <p>〈道路関係防災対策〉 (緊急輸送道路の整備・確保) ○国道関係（県への要望事業） 一般国道287号 路面及び道路施設改善事業（上小松～中小松）、第一小松街道踏切改修及び歩道設置事業（上小松）、歩道設置（幅広路肩整備及び歩道整備）事業（上小松、時田） ○主要地方道、一般県道関係（県への要望事業） 主要地方道米沢飯豊線道路改良事業（菅沼峠）（玉庭）、主要地方道川西小国線道路改良事業（柏葉平）（玉庭）、主要地方道高島川西線歩道設置事業（黒川、高山、吉田）、主要地方道米沢南陽白鷹線歩道設置（幅広路肩整備）事業（尾長島）、一般県道口田沢川西線道路改良事業（ケラオ峠）（大舟）、一般県道口田沢川西線歩道設置（幅広路肩整備）事業（上小松、下奥田、上奥田、大舟）、一般県道南陽川西線歩道設置事業（高豆菟、黒川）、一般県道玉庭時田糠野目線歩道設置（幅広路肩整備）事業（大舟） 《以上、県》</p> <p>○町道関係</p> <table border="1" data-bbox="395 1444 1388 1612"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>路線名</th> <th>事業期間</th> <th>総事業費（百万円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">道路改良事業</td> <td>虚空蔵山西線</td> <td>H25～R5</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>駅東萩野線</td> <td>R1～</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>菊田楢線</td> <td>R1～R3</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>岡ノ在家高橋線</td> <td>R6～</td> <td>139</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">《町》</p> <p>(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進) ○国道関係（県への要望事業） 一般国道287号 路面及び道路施設改善事業（上小松～中小松）、第一小松街道踏切改修及び歩道設置事業（上小松）、歩道設置（幅広路肩整備及び歩道整備）事業（上小松、時田） ○主要地方道、一般県道関係（県への要望事業） 主要地方道米沢飯豊線道路改良事業（菅沼峠）（玉庭）、主要地方道川西小国線道路改良事業（柏葉平）（玉庭）、主要地方道高島川西線歩道設置事業（黒川、高山、吉田）、主要地方道米沢南陽白鷹線歩道設置（幅広路肩整備）事業（尾長島）、一般県道口田沢川西線道路改良事業（ケラオ峠）（大舟）、一般県道口田沢川西線歩道設置（幅広路肩整備）事業（上小松、下奥田、上奥田、大舟）、一般県道南陽川西線歩道設置事業（高豆菟、黒川）、一般県道玉庭時田糠野目線歩道設置（幅広路肩整備）事業（大舟） 《以上、県》</p>	事業名	路線名	事業期間	総事業費（百万円）	道路改良事業	虚空蔵山西線	H25～R5	550	駅東萩野線	R1～	190	菊田楢線	R1～R3	147	岡ノ在家高橋線	R6～	139
事業名	路線名	事業期間	総事業費（百万円）															
道路改良事業	虚空蔵山西線	H25～R5	550															
	駅東萩野線	R1～	190															
	菊田楢線	R1～R3	147															
	岡ノ在家高橋線	R6～	139															

○町道関係

事業名	路線名	事業期間	総事業費（百万円）
橋梁補修事業	内方橋	R 3	2 2
	朴沢新田橋	R 3	2 0
	大沢橋	R 3	1
舗装補修事業	逆沢線	H 3 0 ~ R 4	6 0
	高田仲沖線	R 3 ~ R 5	5 5
	上六角平谷地線ほか	R 3	2 0
	小松駅東線ほか	R 4 ~	2 5 7
側溝整備事業	新堀線	R 3	3 2
	上六角平谷地線ほか	R 4 ~	4 0 3
雪害対策事業	花丘町下小松線（防雪柵整備）	H 2 9 ~ R 6	2 0 8
	片町柴塚線（消雪施設修繕）	R 3	1 1
	十日町線ほか（消雪施設修繕）	R 4 ~	2 0

《町》

（孤立集落アクセスルートの確保）

○主要地方道米沢飯豊線道路改良事業（菅沼峠）（玉庭）、主要地方道川西小国線道路改良事業（柏葉平）（玉庭） 《以上、県》

○町道関係

事業名	路線名	事業期間	総事業費（百万円）
橋梁補修事業	内方橋	R 3	2 2
	朴沢新田橋	R 3	2 0
	大沢橋	R 3	1

《町》

（路線バス等地域公共交通の確保）

- ・ 山交バス(株)との連携強化
- ・ 山交バス(株)への財政支援 《以上、町、民間》

〈鉄道関係防災対策〉

（鉄道施設の耐震化・防災対策の推進）

- ・ 国・県など関係機関及びJR東日本、山形鉄道(株)との連携強化
- ・ 山形鉄道(株)への財政支援 《以上、国、県、町、民間》

〈豪雪対策〉

（暴風雪時における的確な道路管理の推進）

- ・ 国・県など関係機関との連携強化 《国、県、町》

（道路の防雪施設の整備）

○町道関係

事業名	路線名	事業期間	総事業費（百万円）
雪害対策事業	花丘町下小松線（防雪柵整備）	H 2 9 ~ R 6	2 0 8
	片町柴塚線（消雪施設修繕）	R 3	1 1
	十日町線ほか（消雪施設修繕）	R 4 ~	2 0

《町》

（道路の除雪体制等の確保）

- ・ 除排雪重機械整備事業
- ・ 国県と除雪路線相互委託連携
- ・ 除雪オペレーター育成 《以上、国、県、町》

〈その他対策〉

（避難路、防災拠点の整備）

- ・ 避難路の明示
- ・ 避難所増設の検討 《以上、町》

<p>(5) 国土保全</p>	<p>〈洪水・土砂災害対策〉 (農地・農業用施設等の保全管理の推進) ・多面的機能支払交付金事業(19活動組織)、中山間地域等直接支払推進事業(3協定) ・団体営土地改良事業 《以上、町、民間》 ・農業競争力強化基盤整備事業 《以上、県、町、民間》</p> <p>(治水対策の推進) ・最上川及び県管理河川、町管理河川の河川改修事業 《国、県、町》</p> <p>(河川管理施設の維持管理) ・最上川及び県管理河川、町管理河川の内水対策、堆積土砂・支障木の撤去、護岸等の補修・補強 《国、県、町》 ○町管理河川 6河川 うち準用河川(鬼神川、万福寺川、釜ヶ沢川、桐ノ木沢川、山口沢川、大西川)</p> <p>(住宅地における内水浸水対策の促進) ・内水ハザードマップ作成の検討 《町》</p> <p>(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) ・土砂災害ハザードマップの作成、周知 《町》</p> <p>(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備) ・国・県など関係機関との連携強化、迅速な情報伝達 《国、県、町》</p>
<p>(6) 保健医療・福祉</p>	<p>〈医療機関等の非常時対応〉 (医療機関での非常時対応体制の整備) ・自家発電、燃料備蓄の施設、設備整備 《県、町、民間》</p> <p>(医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進) ・食糧、飲料水の3日分程度の備蓄確保 《県、町、民間》</p> <p>(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備) ・施設の防災対策への応援、協力体制整備 《県、町、民間》</p> <p>〈各種医療支援〉 (ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実) ・災害時や冬季間のランデブーポイント確保 《県、町》</p> <p>〈防疫対策〉 (防疫対策の推進) ・予防接種事業の実施 ・感染症まん延防止対策の徹底(手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底等) 《以上、国、県、町、民間》</p>
<p>(7) ライフライン・情報通信</p>	<p>〈エネルギー〉 (エネルギー供給事業者との連絡強化) ・事業者との連携強化 《町、民間》</p> <p>(再生可能エネルギーの導入拡大) ・総合的なエネルギー対策事業 ・置賜自給圏構想モデル事業 《以上、国、県、町、民間》</p> <p>〈水道〉 (水道施設の耐震化・老朽化対策の推進) ・送配水管整備事業 ・計装テレメータ更新事業 《以上、町》</p>

	<p>(応急給水体制などの整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定団体等との協定内容の具体的確認 《県、町、民間》 <p>〈下水道等〉</p> <p>(下水道に係る業務継続計画(BCP)の確認・施設耐震化等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川西町下水道BCPの確認 ・ 下水道施設のストックマネジメント計画の策定と計画に基づく老朽化対策 《以上、町》 <p>(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業集落排水施設長寿命化計画策定と計画に基づく老朽化対策 《町》 <p>(合併処理浄化槽への転換促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併処理浄化槽設置整備事業 《県、町、民間》 <p>〈情報通信〉</p> <p>(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話業者による非常用電源の整備促進 《民間》 <p>(災害時における住民等への情報伝達体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ・ラジオ事業者等による業務継続計画(BCP)策定及び予備放送設備、非常用電源の整備促進 《民間》 <p>(IT部門における業務継続体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT-BCP(情報システムの業務継続計画)の策定 ・ 自治体クラウドの充実、データセンターの活用 ・ 災害時における行政機能確保のためのモバイル端末やサーバの整備 《以上、町、民間》
<p>(8) 産業経済</p>	<p>〈企業活動〉</p> <p>(企業の事業継続計画(BCP)の策定促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内企業のBCP策定促進 《町、民間》 <p>(リスク分散を重視した企業誘致等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 首都圏等に所在している企業の移転、誘致推進 《県、町》 <p>〈エネルギー〉</p> <p>(エネルギー供給事業者との連絡強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者との連携強化 《町、民間》 <p>(再生可能エネルギーの導入拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的なエネルギー対策事業 ・ 置賜自給圏構想モデル事業 《以上、国、県、町、民間》 <p>〈風評被害防止〉</p> <p>(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の正しい情報の提供 ・ 関係機関等との連携 《以上、県、町、民間》
<p>(9) 農林水産</p>	<p>〈食料供給〉</p> <p>(食料生産基盤の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園芸産地雪害防止防止促進事業 ・ 環境保全型農業直接支払交付金事業(15団体) ・ 園芸大国やまがた山地育成支援事業 ・ 園芸作物産地化推進支援事業 ・ 園芸振興対策事業 ・ 産地生産基盤パワーアップ事業 ・ 有機農業推進事業 ・ 良質米生産流通対策事業

	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金事業（19 活動組織）、中山間地域等直接支払推進事業（3 協定） ・団体営土地改良事業 ・農業競争力強化基盤整備事業 《以上、県、町、民間》 <p>〈農林業施設の耐震化・老朽化対策〉 （農地・農業用施設等の保全管理の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金（19 活動組織）、中山間地域等直接支払交付金（3 協定） ・団体営土地改良事業、水利施設整備事業 《以上、町、民間》 <p>（農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池総合整備事業 ・水利施設整備事業 ・ため池緊急防災体制整備事業（御宿入ため池廃止工事（大舟）） ・多面的機能支払交付金（19 活動組織）、中山間地域等直接支払交付金（3 協定） ・団体営土地改良事業 《以上、県、町、民間》 <p>（ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池総合整備事業 ・ため池緊急防災体制整備事業 ・地域防災計画・ハザードマップの作成 《町》 <p>（治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林道維持管理事業 《町》 <p>（農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設長寿命化計画策定と計画に基づく老朽化対策 《町》
<p>(10) 環境</p>	<p>〈有害物質・危険物対策〉 （危険物施設の耐震化の促進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化の促進 《県、町、民間》 <p>（有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練への導入 《県、町》 <p>〈災害廃棄物対策〉 （災害廃棄物処理計画に基づく処理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川西町災害廃棄物処理計画に基づく適正かつ迅速な処理 《町》
<p>(11) リスクコミュニケーション</p>	<p>〈防災教育〉 （防災教育の充実）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川西町総合防災訓練 ・防災出前講座、研修会等の実施 ・防災士育成事業 《以上、県、町、民間》 <p>（雪下ろし事故を防止するための注意喚起）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除雪作業の安全対策の啓発 《町》 <p>（食料等の備蓄）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町における現物備蓄の確保 ・家庭における備蓄啓発 《以上、町、民間》 <p>〈防災訓練〉 （防災訓練の充実）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川西町総合防災訓練 《町、民間》 <p>〈要支援者支援〉 （災害時の要配慮者支援の促進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川西町避難行動要支援者避難支援プランに基づく要支援者対応 《町、民間》

	<p>〈関係機関との連携・人材育成〉</p> <p>(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県や町社会福祉協議会、ボランティア団体との連携強化 《県、町、民間》 <p>(建設関係団体との連携強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川西町総合防災訓練 《町、民間》 <p>(復興・復旧を担う人材の育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内企業支援事業 ・ 中小企業団体支援事業 ・ 勤労者福祉事業 ・ 雇用対策事業 《以上、町、民間》
--	---